

川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業実施要綱(以下「要綱」という。)に基づくねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付事業運用に関する事務処理手続等の取扱いを定めることを目的とする。

(事務処理方法)

第2条 この事業における事務処理は、次によるものとする。

(1) 取扱事業者名簿の作成

高齢者在宅サービス課は、毎年度、川崎市ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具取扱事業者名簿(以下「取扱事業者名簿」という。)を作成し、速やかに福祉事務所長、地域包括支援センター宛て送付するものとする。

(2) 申出書の交付

福祉事務所長は、ねたきり高齢者等又はこれを現に介護する者(以下「介護者等」という。)から申請があった場合、高齢者在宅サービス利用申出書及び取扱事業者名簿を交付する。

(3) 申出書の受理及び調査

福祉事務所長は、前号の申出書を受理したときは、必要に応じて高齢者台帳及び調査票を活用し、ねたきり高齢者等についての調査を行う。

(4) 決定

ア 福祉事務所長は、前号の調査終了後、利用の可否を決定するものとする。

イ 福祉事務所長は、決定後、速やかに、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付決定通知書(紙おむつ等介護用品給付・第1-1号様式。日常生活用具給付・第1-2号様式。以下「通知書」という。)により介護者等に通知し、併せて日常生活用具の申請に関しては、ねたきり高齢者等紙おむつ及び日常生活用具給付券(第2号様式)を送付するものとする。

ウ 福祉事務所長は、給付の申請を却下したときは、通知書により介護者等に通知するものとする。

(5) 給付依頼

福祉事務所長は、介護者等が指定した、取扱事業者名簿登載事業者(以下「事業者」という。)宛て、通知書を送付することにより、速やかに給付の依頼をするものとする。ただし、当該月配達分で20日までに事業者へ通知書が到着しない場合は、送付時に電話等で連絡するものとする。

(6) 配送

ア 通知書の決定効力発生日が毎月1日から20日までの場合は当該月分から配送を開始し、通知書の決定効力発生日が毎月21日より月末日までの場合は当該月の翌月分より配送を開始するものとする。

イ 紙おむつ等介護用品の配送は、原則として毎月1回行うものとする。

(7) 紙おむつ等介護用品給付の変更、停止及び廃止

ア 紙おむつ等介護用品の給付を受けている者は、要綱第7条第1項各号又は第8条第1項各号のいずれかに該当した場合、高齢者在宅サービス変更・廃止等申出書により、速やかに福祉事務所長に届け出なければならない。

イ 福祉事務所長は、アの申出内容を調査確認のうえ、変更、停止又は廃止するものとする。

ウ 福祉事務所長は、イの変更、停止及び廃止後、速やかに、通知書により介護者等宛て通知するものとする。

エ 福祉事務所長は、ウの事務処理をしたときは、事業者宛て、通知書を送付することにより、速やかに、変更、停止又は廃止の連絡をするものとする。

オ 変更については、要綱第7条第1項第3号の場合にあっては、翌月1日より変更するものとし、第5号の場合にあっては、事業者変更日が毎月1日から20日までの場合は通知書の決定効力発生日を翌月1日とし、事業者変更日が毎月21日から月末日までの場合は翌々月1日の決定効力発生日とし変更するものとする。その他の場合にあっては、該当する日から変更するものとする。

カ 停止及び廃止については、要綱第8条第1項に定める事由が生じた日の翌日付けで停止又は廃止するものとする。

(8) 更新

福祉事務所長は、紙おむつ等介護用品給付については、対象者の世帯状況等を確認し、毎年度8月1日付けで、費用負担再認定事務を行い、その結果を通知書等により介護者等、事業者宛て通知する。

(特別事項)

第3条 紙おむつ等介護用品及び日常生活用具給付については、特に次の各号に留意するものとする。

(1) 紙おむつ等介護用品の給付

要綱第3条別表1に基づき給付する。

(2) 自動消火器の給付申請

介護者等が、自動消火器の給付申請をするときに、居住する家屋を所有していない場合は、必ず、家屋所有者の承諾書(第3号様式)を添付しなければならない。

(3) 費用負担額の決定

費用負担額は、要綱第9条第1項に基づき決定する。

(給付管理)

第4条 高齢者在宅サービス課及び事業者は、日常生活用具給付台帳(第4号様式)、紙おむつ給付台帳(第5号様式)を備え、給付の管理を行うものとする。

(申請書等の様式)

第5条 この要領に定める申請書等の様式は、別に定める。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

1 川崎市ねたきり老人等日常生活用具給付及び貸与事業事務取扱要領は、廃止する。

2 この要領実施の際、改正前の要領に基づき行った決定、その他の行為は、改正後の要領に基づいて行った決定、その他の行為とみなす。

附 則

この要領は、平成5年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成8年9月1日から施行し、平成8年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。ただし、改正後の要領第3条第1号及び第3号中紙おむつに関する部分は平成12年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年1月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。